



目的達成業務届出書

西企當第173号
平成24年2月27日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおかふおおかしちゅうおうくばんぱちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしつっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第四項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、別紙のとおり届け出致します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)において、情報通信関連機器(お客様の情報通信利用環境の向上に資する、パソコン、デジタルテレビその他の機器をいいます。)について、定額料金をお支払いいただくことで、これらが故障した場合に、一定の範囲内での費用負担を行う故障修理を実施するサービス(以下、「本サービス」という。)を提供する。

(2) 主な業務の実施方法

- ・お客様からの本サービスに係る定額料金の回収業務
- ・故障時における、お客様からの本サービスに係る受付業務
- ・故障機器の訪問修理、引き取り修理又は持込み修理業務
- ・引き取り修理又は持込み修理完了後の配達業務
- ・修理に要する費用のうち、NTT西日本の負担範囲に含まれない部分について、お客様からの回収業務

2. 業務の開始の日

平成24年3月5日(予定)

3. 業務の収支の見込み

(単位：百万円)



(注) 前提条件

- ① 収入は、販売数等の見込みに、料金を乗じて算出した。
- ② 支出は、販売数等の見込みに、業務実施に係る所要経費を乗じて算出した。
- ③ 平成 23 年度は 1 カ月分を想定して算出した。

4. 業務を営む理由

近年の I P 化、ブロードバンド化の進展に伴い、情報通信関連機器が高度化、複雑化し、これらの故障時において高額な費用を負担すること無く、円滑に故障回復したいとのニーズが高まっている。

これらのニーズに対応するため、お客様に定額料金をお支払いいただくことにより、故障修理時のお客様負担を低減し、お客様の安心かつ快適な情報通信利用環境を実現する。これにより、お客様の利便性向上、N T T 西日本のサービス・商品への新たな需要の喚起、財務基盤の強化、ひいては情報通信関連産業への発展に資することから本業務を実施することとしたものである。

以上